

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

Go To イベント

コンサートやスポーツ観戦などのイベントチケットを登録販売事業者から購入した場合に代金の2割相当(上限2千円)の割引又はクーポンを付与する事業が開始。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/ 2(月) 先勝	一の酉、8月決算法人の確定申告ほか
3(火) 友引	文化の日、アメリカ大統領選挙投票日
4(水) 先負	消費者センター開設記念日
5(木) 仏滅	津波防災の日
6(金) 大安	
7(土) 赤口	立冬
8(日) 先勝	秋篠宮さま「立皇嗣の礼」、大相撲11月場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/26(月)	23,494 ▼ 23	104.87 ▼0.19
27(火)	23,486 ▼ 8	104.83 △0.04
28(水)	23,419 ▼ 67	104.21 △0.62
29(木)	23,332 ▼ 87	104.28 ▼0.07
30(金)	22,977 ▼355	104.35 ▼0.07

年末調整における所得金額調整控除の取扱い

◆給与850万円超で子がいる場合などに適用

今年から、基礎控除額は10万円引上げて48万円となり、給与所得控除額は10万円引下げるとともに、給与収入850万円超の場合の控除額は195万円が上限となる等の見直しが行われていますが、子育て等の負担がある方に対する配慮から、所得金額調整控除が創設されています。

所得金額調整控除は、給与収入が850万円を超える方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合に、給与収入から850万円を控除した額の10% (上限15万円) を給与所得から控除するものです。

年末調整で所得金額調整控除の適用を受けるには、その年の最後に給与支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

◆年末調整における所得金額調整控除の留意点

◎適用要件の判定時期……23歳未満の扶養親族を有するかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定します。

◎給与収入が850万円超か不明な場合……給与収入が850万円を超えるか明らかでなくても、年末調整において適用を受けようとする場合は、「所得金額調整控除申告書」を提出します。

◎2ヵ所以上から給与の支払を受けている場合……給与収入は年末調整の対象となる主たる給与等により判定し、従たる給与等は含めません。

◎共働きの世帯における適用……夫婦ともに給与収入が850万円超であり、23歳未満の扶養親族を有する等の場合は、夫婦両者が適用を受けられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201541

令和2年分の路線価等の補正について

国税庁は、相続等で取得した土地等の評価額の基準となる路線価等を、その年の1月1日を評価時点として毎年7月に公開しています。

今年7月に公開された令和2年分には新型コロナウイルスの影響が反映されていないことから、国交省が公表する都道府県地価調査(7月1日時点の地価)の状況などにより広い範囲で大幅な地価下落が確認された場合は、路線価等を補正することが検討されていましたが、1月～6月は大幅な下落が確認されなかったため、1月～6月までの相続等については、路線価等の補正は行われません。

なお、7月以降の相続等に適用する路線価等の対応は、今後の動向を踏まえ後日公表されます。

★★★ 11月のチェックポイント ★★★

※年末調整の準備。各種控除等の申告書を配布し、控除を受けるために必要な証明書などを受理・内容を確認します。年の中で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼。
※年末から新年にかけての資金計画を確認して、必要資金確保のため得意先管理を徹底し、売掛金回収に努めます。厳しいようならコロナ関連の公的融資を含め早めに金融機関に相談します。
※繁忙による業務の片寄りや過重労働が原因の事故が起きないように、配置など労務管理を徹底。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「所得金額調整控除」の概要と年末調整における留意点

◆所得金額調整控除の概要

令和2年から基礎控除や給与所得控除などの見直しが行われるとともに、「所得金額調整控除」が創設されました。所得金額調整控除には、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（子ども等）」）、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（年金等）」）があります。

※年末調整において、の所得金額調整控除（年金等）の適用を受けることはできないため、適用を受けるには確定申告が必要です。

①所得金額調整控除（子ども等）の概要

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、本人が特別障害者に該当する、年齢23歳未満の扶養親族を有する、特別障害者である同一生計配偶者を有する、特別障害者である扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

※特別障害者とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方、精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち障害等級が1級の方などで、障害者控除における特別障害者と同様です。

※扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の方です。

※同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方です。

②所得金額調整控除（年金等）の概要

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額（上記の適用がある場合は適用後の金額）から控除されます。

◆年末調整において「所得金額調整控除（子ども等）」の適用を受ける場合の留意点等

◎年末調整で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受ける場合

年末調整において、所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けようとする場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」に要件に該当する旨等を記載して、給与等の支払者に提出する必要があります。

◎年末調整における所得金額調整控除（子ども等）の適用要件の判定時期

23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなります。なお、判定の要素となる所得金額は申告書を提出する日の現況により見積もった合計所得金額によることとなり、年齢はその年12月31日（その申告書を提出する時まで死亡した者については、その死亡の時）の現況によることとなります。

◎共働き世帯における所得金額調整控除（子ども等）の適用

同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、扶養控除のように、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなす規定はないため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができます。

◎給与収入が850万円を超えるかどうか明らかではない場合

給与等の収入金額が850万円を超えるかどうか明らかではない場合でも、年末調整において所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与等の支払者に提出します。なお、給与等の収入金額が850万円を超えなかった場合は、年末調整において所得金額調整控除（子ども等）が適用されることはありません。

◎2か所以上から給与等の支払を受けている場合の給与収入の判定

給与等の収入金額が850万円を超えるかどうかについては、年末調整の対象となる主たる給与等（「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方に支払う給与等）により判定します。したがって、年末調整の対象とならない従たる給与等（主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者が支払う給与等）は含めません。

※確定申告において、所得金額調整控除（子ども等）の適用を受ける方が、2か所以上から給与等の支払を受けている場合は、それら全ての給与等を合計した金額により判定することとなります。